

經濟論叢

第111卷 第4号

- 轉換点に立つルール重工業……………大野英二 1
- プロダクト・サイクル論と対外直接投資……………藤原貞雄 27
- 社会資本研究の一視角……………加藤一郎 48
- フォード・システムの生産力構造……………塩見治人 69
-

昭和48年4月

京都大學經濟學會

転換点に立つルール重工業

——ルール石炭株式会社の設立にかんするノート——

大 野 英 二

プ ロ ロ ー グ

ルール重工業は第2次世界大戦後の占領政策による「コンツェルン解体」(Konzernentflechtung)を経たのち、再び継起的生産工程における石炭と鉄鋼との縦断的結合を主軸とする資本集中を展開しつつ、コンツェルンへの「再結合」(Rückverflechtung)を推進してきた¹⁾。しかし、この「再結合」がほぼ達成された1960年代に、いわゆるエネルギー経済の構造転換——石炭から石油へ——を契機として、伝来の石炭と鉄鋼との縦断的結合そのものの存立の経済的基礎が失なわれはじめ、ルール重工業はいま新たな転換点に立った²⁾。小論はそうしたルール重工業が当面する局面に対して照明を与えるために、ルール石炭株式会社 Ruhrkohle AG, Essen (以下 RAG と略記する)の設立の経過について素描しようとするものである。

「ドイツ経済史上最も巨大かつ困難な企業集中のひとつが問題となっている。ルール鉱業の新秩序はなんら通常の企業合同ではなく、一切の従来集中運動を遙かに超えたものを含意する事象である」と指摘されたごとく³⁾、RAGの設立は、ルール重工業の資本集中史上に新段階を画する事象であって、ルール重工業地帯のみでなく、西ドイツの産業構造の編成替の現段階の特質のひとつ

1) 大野英二『ドイツ資本主義論』(第5章「占領政策とルール重工業の再編過程」), 未来社1965年, 209-228ページをさしあたって参照されたい。

2) 佐々木建「西ドイツ炭鉱業における独占体支配構造の再編成」(上), 『経営研究』第116・117・118号, 1972年, 219-220ページを参照せよ。

3) Heinz P. Kernper, Neuordnung des Ruhrbergbau—eine Gemeinschaftsleistung, in: *Glückauf* Nr. 18, 4. September 1969, S. 889.

つを端的に表現する事象といてよい。

I ルール石炭株式会社の設立

ルール石炭鉱業におけるトラストというべき RAG の設立に対して直接の契機となったのは1966/67年の恐慌のさなかで頂点に達した石炭危機である⁴⁾。第1表の示すようなエネルギー経済の構造転換にもとづいて、1957年にはじまる

第1表 西ドイツにおける第1次エネルギー消費の構成

	1950	1960	1970	1975*
石炭	73%	60%	29%	22%
褐炭	17	14	9	8
石油	5	22	53	56
天然ガス	—	—	5	9
核エネルギー	—	—	1	3
水力/その他	5	4	3	2
総計	100	100	100	100
そのうち産業	46%	48%	39%	38%
家政	34	35	44	44
交通	20	17	17	18

* 推算

** *Wirtschaftswoche* Nr. 12, 19. 3. 1971, S. 19.

ものと目されている石炭鉱業の構造的危機⁵⁾が循環的恐慌と重なり合った点に、その石炭危機の特徴的性格がある⁶⁾。

1950年代以降のルール地区の産業構造の変化を示す第2表により明らかなよ

4) Karl Heinz Hawner, Der Weg zur Gesamtgesellschaft des Ruhrbergbaus, in: *Glückauf* Nr. 24, 21. November 1968, S. 1123.

5) Vgl. *Wirtschaftswoche* Nr. 45, 5. 11. 1971, S. 76.

6) Vgl. Karl Bartel/Ulrich Schillert, Ordnungs- und Ablaufpolitik in der BRD im Zeichen der Sozialen Marktwirtschaft, in: *Entwicklung und Bewährung der Sozialen Marktwirtschaft*, Redaktion: Ulrich H. E. Wagner 1970 [ungedrucktes Manuskript] S. 164; *Der Volkswirt* Nr. 40, 3. 10. 1969, S. 58; 佐々木建「西ドイツにおける『石炭危機』の開始とその契機」『経済論叢』第102巻第6号, 1968年, 同「西ドイツにおける『石炭危機』対策の展開と破綻」『経済論叢』第103巻第3号, 1969年, 同「西ドイツ『石炭危機』の諸契機」『経済研究』第107号, 1970年。

第2表 ルール地区*における産業構造の変化

工業部門	就業者の割合 (%)			1950に対する1970の変化	
	1950	1960	1970	%	絶対数
自動車製作	0.3	0.5	2.7	+790	+20,619
電機	2.1	3.5	6.0	+196	+34,545
ガラス工業	0.7	1.2	1.5	+118	+7,205
機械製作	5.3	7.3	11.1	+117	+51,491
印刷	1.1	1.3	1.8	+74	+6,505
衣料品工業	1.7	1.9	2.9	+73	+8,911
食品工業	2.5	3.2	3.9	+63	+12,983
化学	3.6	3.3	5.2	+52	+15,226
製鉄業	13.8	18.1	19.6	+48	+55,161
鉄筋建築	4.5	5.2	4.7	+9	+3,570
鉄=ブリキ=および 金属製品工業	4.0	2.9	3.2	-17	-5,587
石炭鉱業	50.6	37.4	22.2	-54	-226,688

* ルール地区としては、ここでは、Siedlungsverband Ruhrkohlenbezirkの地域（24郡）が対象とされている。

** *Wirtschaftswoche* Nr. 45, 5. 11. 1971, S. 78の統計表より構成。

うに、オペル Adam Opel AG の進出によって異例な成長をとげた自動車製作とは対蹠的な石炭鉱業の劇的な縮小がこの石炭危機の深刻さを端的にあらわしており、景気後退の局面においてルール地区の構造問題が前面に押し出されてきたのである。この点について、ノルトライン・ヴェストファーレン州経済相カスマン Fritz Kaßmann は次のように述べた。「停滞部門（石炭、鉄鋼、繊維）はノルトライン・ヴェストファーレンでは30%もの割合を占めるのに、連邦共和国平均では15%の割合を占めるにすぎない。成長産業（化学、電機）の割合はノルトライン・ヴェストファーレンでは15%であり、連邦共和国では20%となっている」⁷⁾。

こうして、1966/67年の恐慌のなかで構造問題が鋭化するにともない、1967年はじめに、ヘッシュ Hoesch AG の取締役会長オヘル Willy Ochel が、ド

7) *Der Volkswirt* Nr. 12, 22. 3. 1968, S. 20.

イツの炭坑を国有化し、国有単一会社へ集中することによってはじめて、年間石炭生産高を7,500万トンへ削減しようものと主張した⁸⁾。公然と「損失の社会化」(Sozialisierung der Verluste)の構想が提示され、収益のあがらない炭坑を国家の負担で合理化しようとするのが意図されたのであるが⁹⁾、連邦経済相シラー Karl Schiller はこの構想を支持し、1967年11月はじめにドイツ石炭鉱業ならびに石炭鉱業地方の適応および健全化のための法律 Gesetz zur Anpassung und Gesundung des deutsche Steinkohlenbergbaus und der deutschen Steinkohlenbergbaugebiete を連邦議会へ上程して、翌1968年5月15日にこれを施行させた。

こうした連邦政府の石炭鉱業における「新秩序」を招来しようとする政策路線と雁行して、ルール地区の石炭危機を解決するために、オヘル提案の他にもさまざまな提案がなされたが、結局はライン製鋼案 Rhestahl-Plan が修正されたうえで、1968年11月27日に RAG の設立にいたったのである。

ライン製鋼案の骨子は以下の5点にあった。(1) ルール地区の鉱業会社はその鉱業財産を鉱業会社によって新設される経営会社 (Betriebsgesellschaft) へ賃貸する。(2) 大発電所および住宅所有は特別の理由により所有者の鉱業会社の手に残る。(3) 1972年までに年間約2,000万トンの石炭生産高を閉山し、有利なコストで作業する残りの堅坑設備をフルに操業する。(4) 中央からの投資の計画化、生産物・販売および管理の個別経営の枠を超えた合理化。(5) 賃貸契約の20年間の有効期間。その後、所有権を残余財産帳簿価格で経営会社へ移転する¹⁰⁾。

ルール地区の鉱業資本家の過半は原則的にこの案を支持し、経済相シラーとも協議したが、この過程で若干の修正が加えられた。(1) まず、鉱業会社は大発電所および住宅所有を除く鉱業財産をその負債とともに全体会社 (Gesamtgese-

8) Jörg Huffschild, *Die Politik des Kapitals, Konzentration und Wirtschaftspolitik in der Bundesrepublik*, Frankfurt am Main, 1971, S. 57.

9) *Ibid.*, S. 57.

10) K. H. Hawner, *op. cit.*, S. 1113.

llschaft) へ譲渡することに変更された。(2) その反対給付として、鉱業会社は資産と負債の差額だけの抛出債権 (Einbringungsforderung) をえる。この抛出債権は6%の利子付きで、20年賦で償還される。その場合、国家ならびに公共団体は、全体会社へ移行する長期信用および抛出債権を保証する。しかし、抛出債権に対する賦払い償還率は保証されるが利子は保証されない。利子を除く抛出債権にもとづく純償還部分は21億マルク、外部負債は12億マルクとなるので、保証の総額は33億マルクであった。(3) 新会社の株式資本は3億マルクとされ、旧会社と呼ばれる鉱業会社は、抛出される物的資産に対して占める割合に比例して現金を払い込み、新全体会社に負債超過が生じる場合には、さらに3億マルクの資本増額を行なう義務を負う。(4) その他に、旧会社は、流動性の状態から必要な場合には、短期的に経営資金信用としてさらに3億マルクを用立てる。(5) 全体会社は、20年間「無配当会社」(Non-Dividend-Gesellschaft) として——「無利潤会社」(Non-Profit-Gesellschaft) ではない——経営されねばならず、また、生産と販売とを一致させるために過剰生産能力の急速な削減の任務をもつ。ほぼ以上のような修正が加えられたが、ともあれ、このライン製鋼案においても、競合エネルギーに対する鉱業のエネルギー政策上の保証がすくなくとも過渡期間は維持ないし強化されることが前提されていた¹¹⁾。

こうして、ライン製鋼案が修正をされたのちに、いわゆる「ボン文書」(das „Bonner Papier“) を基礎として1968年6月14日に連邦経済省および大蔵省、ノルトライン・ヴェストファーレン州経済省および大蔵省、鉱業所有者、大銀行、鉱業労働組合等の関係者間の一致が成立した。このボン会談において特に激しい争点となったのは第1に共同決定の拡張の問題であった。鉱業＝エネルギー産業労働組合 IGBE (Industriegewerkschaft Bergbau und Energie) は石炭＝鉄鋼業の法定共同決定を超える代表を全体会社において有することを要求し、この点は炭鉱長 (Betriebsdirektor) として実現された。炭鉱長は労務担当重役 (Arbeitsdirektor) の提案で任命されて、鉱業所長 (Bergwerksdirektor) の下位に立ち、

11) *Ibid.*, S. 1123f.

炭鉱の人事問題や社会問題に対して権限を有するのである。

第2の争点は発電所の処理にあった。はじめは、全発電所を全体会社へ抛出することが要請されたが、結局は旧会社に有利に、炭鉱経営と結合した発電所のみ、総計約900メガワットを全体会社へ抛出することで一致が成立し、その他の大発電所と全体会社との間には石炭供給と電力購入にかんする20年契約が締結された。

第3の争点たる坑夫住宅についても、はじめは現有全住宅を全体会社へ抛出することが要請されたが、全体会社は無期限に住宅割当権を有し、今後5年以内に家賃値上げが行なわれないことが協定された。

さいごに、全体適応計画の作成についても一致が成立し、閉山計画は1971年7月30日までに遂行され、合計して年間約2,000万トンの採掘能力が削減され、そのうち年間約1,000万トンの採掘能力は有利なコストの炭坑へ移されることになった¹²⁾。

以上のような内容の「ボン文書」にもとづく合意が生み出されたのち、1969年7月18日には、連邦共和国、ルール地区鉱業企業およびRAGの間の基本契約が締結された。20の会社がこの基本契約に参加し、他の4会社が特殊協定に参加した。これらの24会社は47石炭鉱山、28コークス製造工場および6ブリケット工場を擁し、1968年に年間7,710万トンの石炭、2,210万トンのコークスおよび200万トンのブリケットを生産しており、ルール地区の石炭生産高の約85%を占めている。

基本契約は、鉱業財産をRAGへ抛出する旧会社相互の関係、旧会社全体とRAGならびに連邦共和国との関係を規制するものであり、上記の修正されたライン製鋼案がその土台となっている。(1) 旧会社は、6億マルクの株式資本のRAGを設立し、鉱業財産をRAGへ譲渡し、株式を20年間売却しない。(2) その反対給付として、旧会社は譲渡された借方と貸方との差額だけの抛出債権をえる。ルール鉱業の全企業が参与する場合には、この抛出債権総額は約20億

12) *Ibid.*, S. 1124f.

マルクとなる。(3) 旧会社は20年間利潤配当をうけることを断念し、拠出債権額に応じて4年以内にルール地方の経済構造の改善のために一定額を投下する義務を負う。(4) 鉱業財産とみなされたのは石炭鉱山、ブリケット工場、炭坑コークス製造工場およびその補助経営である。旧会社の発電所のうち、ただ鉱業経営の自給に不可欠の炭坑発電所のみが RAG へ拠出され、その他の大発電所は旧会社の手に残る。しかし、旧会社は RAG を石炭電力株式会社 *Steinkohlen-Elektrizität AG* へ決定的に参与させる。(5) RAG は移行する鉱業経営の全鉱員を引受ける義務を負うが、他方、旧会社は RAG によって引受けられない鉱員の社会的資産高を擁護しなければならない。(6) 連邦およびノルトライン・ヴェストファーレン州は、利子を除く拠出債権額と、RAG の引受ける長期外部負債額とに対し、総額33億マルクまで保証する。(7) いわゆる遺贈負担(存続している石炭鉱業に対し、堅坑設備の以前に行なわれた休坑から生じる負担)や延引負担(石炭鉱業=石炭鉱業地域連邦委員によって決定された閉山が連邦または州の要求によって引延ばされる場合に生じる、RAG の不可避的な財務上の不利)については、RAG は連邦によって補償される。(8) 旧会社は RAG およびその鉱員の利益を擁護し、RAG の発展を促進する義務を負う¹³⁾。

1969年8月15日までに、ルール地区の1968年の石炭生産高の約94%を占める25の鉱業会社が RAG へ結集し、1969年11月17日に鉱員の、30日に鉱業財産の旧会社から RAG への移行が行なわれ、1970年1月1日以降 RAG は企業活動を開始した¹⁴⁾。

RAG 設立の意義について「ブランクフルター・アルゲマイネ・ツァイトゥング」紙はいちはやく的確に捉えていた。「炭坑はルール石炭株式会社へ売却されるとしても、しかし旧炭坑所有者がこの新しいルール石炭株式会社の株主なのである。この取引の楽想は国家に保証された購買価格のうちにある。つま

13) *Glückauf* Nr. 18, 4. September 1968, S. 888.

14) Helmut Grohmann, Veränderungen der Unternehmensstruktur im deutschen Steinkohlenbergbau in den Jahren von 1850 bis 1969, in: *Glückauf* Nr. 8, 16. April 1970, S. 388; Hans-Helmut Kuhnke, Ruhrkohle in der Marktwirtschaft, in: *Glückauf* Nr. 16, 6. August 1970, S. 799.

り、この国家保証は旧炭坑所有者に、その鉱山を高価に売却し、さらにそのうえに、国家が同様に保証人とし登場する長期負債の大部分を処分する機会を与えるのである。こうして鉱業の危険負担はすべて納税者へ転嫁され、しかもそれに、ドイツの石炭に有利な既存の補助金に加わる。このような巧みに案出された組み立てにもとづいて、鉱山を譲渡する企業は、ドイツの石炭の販売可能性が今後どのように発展するかを、安心して見守っていることができる」と¹⁵⁾。私的所有の関係を維持したまま、国家の援助と負担で合理化された鉱業を招来することがRAGの設立によって志向されたのである。

II ルール石炭株式会社の所有関係

RAGの設立は、上述したように、「炭坑の国有化」の構想が実現されることなく、従来の私的所有の関係を維持したまま、共同企業(Gemeinschaftsunternehmen)の設立によってルール石炭鉱業の所有と経営を単一会社へ集中したものにほかならない¹⁶⁾。

15) *Frankfurter Allgemeine Zeitung* vom 4. 2. 1969, S. 14, in: J. Huffscheid, *op. cit.*, S. 57f.

16) 西ドイツの企業集中の動向を一瞥する場合、第3表の示すように、1966/67年の景気後退以降、なかならず1969年以後、合併件数〔ここで合併(Zusammenschlüsse)という場合、合同(Fusion)、

第3表 西ドイツにおける企業集中の動向

年次	合併件数					総資本により区分された大型合併件数			総資本のうち、大型合併による被合併企業③の持分総計
	総計	そのうち大型合併①				合併する企業③の総資本5億マルク以下	5~10億マルク	10億マルク以上	
		小計②	水平的	垂直的	コングロメリットの				
1966	43	12	10	—	1	3	3	6	2,181.4 Mill. DM④
1967	65	20	13	—	7	3	1	16	1,770.4
1968	65	16	7	1	8	1	—	15	1,178.2
1969	168	54	30	1	23	8	2	44	7,112.6
1970	305	83	56	—	27	13	2	68	5,438.8

* *Jahresgutachten 1971 des Sachverständigenrates zur Begutachtung der Gesamtwirtschaftlichen Entwicklung*, Deutscher Bundestag 6. Wahlperiode Drucksache VI/2847, S. 125.

①大型合併の指標は、被合併企業の総資本2,500万マルク以上に求められているが、銀行の場合には総資本15,000万マルク以上、保険企業の場合には保険料年収5,000万マルク以上に求められている。②新規設立を含まない、また信用機関および保険企業を含まない。③信用機関および保険企業を含まない。④ Texaco/DEA 合併による1,397.0 Mill. DMを含む。

〔I〕ここではRAGの所有関係に焦点を定めて、この新段階の内実にはやや
 たちいて考察を進めたく思う。その場合の枢要点は、ルール重工業の発展の
 主軸となっていた、石炭と鉄鋼とを縦断的に結合する混合企業の類型が¹⁷⁾、
 RAGの設立によって決定的な転回点を迎えていること、この点の実態を分析
 することにある。

もとより、RAGの所有関係において決定的な参与の割合を示すのは鉄鋼コ
 ンツェルンであって、なかんずくルール鉄鋼業とルール石炭鉱業との結合が現
 在もおさしあたっては規定的な意義を維持している。この点はRAGの販路
 構成によっても示される。RAGの1969年の石炭売上高7,900万トンのうち、
 2,100万トンは鉄鋼業へ販売されており、1,800万トンが公営発電所および炭坑
 発電所へ、700万トンが家庭用燃料および零細消費へ、100万トンがガス工場へ、
 1,200万トンがその他の国内需要者へ販売され、1,700万トンが石炭=鉄鋼共同
 体諸国へ、300万トンが第3国へ輸出されているのである¹⁸⁾。こうして、RAG
 に対して最大の影響力を有するものは鉄鋼コンツェルンであって、第4表の示
 すように、フランスの鉄鋼コンツェルンをも含めるならば、RAGの株式資本
 の約64%は鉄鋼コンツェルンの所有のもとにある。

ところで、鉄鋼業の場合にも、1966/67年の恐慌を契機として資本集中の新
 たな展開が認められる。1967年をはじめに西ドイツの鉄鋼コンツェルンは圧延鋼
 材の販売を西部共販、東部共販、北部共販および南部共販の4つの共販グルー
 プを形成し、それぞれ鋼材共販事業所(Stahlkontor)を設置して事実上のシンジ
 ケートを形成していたが¹⁹⁾、1971年には4つの合理化・専門化グループを形成

部分合同(Teilfusion)、共同企業設立などを含む]が急速に増加しており、そのうち大型合併の
 件数もまた顕著な比重を占めている。この大型合併のなかでも、合併する企業の総資本10億マル
 ク以上の場合が圧倒的な比重を占めるにいたっており、大型合併の展開が資本集中の主軸をなし
 ていることが明らかである。しかも、こうした大型合併において水平的集中が最も重要な役割を
 担っていることは注目されてよい。RAGの設立も、水平的集中のひとつの事例であり、共同企
 業の設立が1産業部門において独占会社として支配するトラストを生み出した極限事態の事例で
 ある。

17) さしあたって、大野英二『ドイツ資本主義論』118-228ページを参照されたい。

18) *Glückauf* Nr. 26, 25. Dezember 1969, S. 1376.

19) J. Huffschild, *op. cit.*, S. 78.

第4表 ルール石炭株式会社に

(a) 基本契約への参加 (1969. 7. 18現在, []内はこの時点で未参加の企業)	1968年のルール地区の石炭日産に対する% ⁽¹⁾
Friedrich Thyssen Bergbau AG	1.8648
Emscher-Lippe Bergbau AG	1.5252
Hüttenwerk Oberhausen AG	4.4061
Hamborner Bergbau AG	2.7075
Bergwerksgesellschaft Walsum AG	2.3390
Mannesmann AG (Essener Steinkohlenbergwerk AG)	6.1479
〔Fried. Krupp Hüttenwerke AG (Fried. Krupp Bergwerke AG)〕	
Hoesch AG	5.3138
〔Rheinstahl Bergbau AG〕	
Klöckner-Bergbau AG	4.8011
Ewald-Kohle AG	5.2930
Märkische Steinkohlegewerkschaft	2.7329
Ilseder Hütte (Friedrich der Große)	1.6764
Stumm AG (Zeche Minister Achenbach)	1.1249
Harpener Bergbau AG	4.9465
Gelsenberg AG	10.8584
Hansa Bergbau AG	1.5443
Carolinenglück-Graf Moltke Bergbau AG	1.2812
Hibernia AG	8.7476
Steinkohlenbergwerke Mathias Stinnes AG	3.2144
Monopol Bergwerks-Gesellschaft mbH	2.4360
Gewerkschaft Alte-Haase	0.3665
〔Gewerkschaft August Victoria〕	
〔Concordia Bergbau AG〕	
〔Steinkohlenbergwerk Westfalen AG〕	
〔Eschweiler Bergwerks-Verein, Bergwaubetrieb Bochum〕	
(b) 特殊協定による参加	
Rheinpreußen AG (RAGによる鉱業財産の取得)	4.4628
Niederrheinische Bergwerk AG (RAGによる株式の取得)	2.9462
Steinkohlenbergwerk Friedrich Heinrich AG (")	2.7465
Steinkohlenbergwerk Heinrich Robert AG (")	1.6371

* (1) *Glückauf* Nr. 18, 4. September 1969, S. 889; (2) *Der Volkswirt* Nr. 45, 8. 11. 1968, ならない。Niederberg は RAG の株主となるが、この時点でその参与の%は未確定; (4) *Glückauf*

参与する旧会社の構成

1967年の年間 石炭生産高 (1,000トン) (3)	RAG の株式 資本に対する 参与の% (2)	抛出債権に対 する% (4)	鉱業会社を支配するグループの略称 ()内は参与の%
2,285	2.1352	2.1586	Thyssen (50%) Hamborn (50%)
1,233	1.6430	1.8594	Thyssen (51%) Hibernia (49%)
3,675	5.3242	3.8827	Thyssen
2,222	2.8192	3.6597	Thyssen-Erben (50%以上)
1,970	1.8901	2.8608	Thyssen-Bornemisza
5,051	7.9779	8.0295	Mannesmann
3,613	5.9883	4.2150	Krupp (100%)
4,118	6.6236	7.6907	Hoesch
3,748	5.6079	4.8068	Rheinstahl
3,829	4.8251	6.7137	Klöckner
4,292	6.3003	6.1719	Peine-Salzgitter (100%)
2,382	2.9470	4.1547	Peine-Salzgitter (55%)
1,386	1.9383	1.8810	Peine-Salzgitter
1,346	1.6899	0.8918	Stumm
4,940	4.9452	5.4725	Sidéchar (75%)
9,407	12.1860	6.1496	GBAG (100%)
1,570	2.8901	3.6390	GBAG (50%) Hoesch (50%)
1,042	0.7760	0.8091	GBAG (50%) Krupp (50%)
8,265	13.7253	9.6808	Veba (100%)
2,903			Veba (38%)
2,637	2.6169	2.9627	Fränkische Energie Ges. (100%)
348	0.2327	0.0972	VEW
2,503			BASF (100%)
1,403			Schering (100%)
1,496			EBV (ARBED)
2,032			EBV (ARBED)
4,027		0.4123	DEA (Texaco) (97%)
2,442		5.0680	van Meeteran
2,452	3.1191	4.1917	de Wendel
1,411	1.7987	2.5408	de Wendel

S. 62; (3) *Glückauf* Nr. 26, 25. Dezember 1969, S. 1376. Rheinpreußen AG は RAGの株主と
kauf Nr. 26, 25. Dezember 1969, S. 1376.

した。(1) Thyssen, Krupp, Wuppermann, Ibach, Laucherthal の西部グループ (1971年6月30日付協定), (2) Hoesch, Rhestahl, Witten, SAG のヴェストファーレン・グループ (1971年1月25日付協定), (3) Klöckner, Peine-Salzgitter, Maxhütte の北部グループ (1971年6月28日付協定), (4) Dillingen, St. Ingbert, ARBED・F&G, EBV, Neunkirchen, SHW, Röchling/Burbach, OW の南部グループ (1971年6月28日付協定), 以上の4グループは原料購入の協力, 設備投資の調整, 生産の専門化, 共同販売と注文配分などの広範な領域にわたって合理化・専門化を志向する協定を締結したのである²⁰⁾。こうして, 西ドイツの鉄鋼業は4グループへ集中しており, 今後も鉄鋼コンツェルンの共同行動 (Kooperation) が進展し, 合同の一層の展開のみでなく, 鉄鋼業における単一会社の形成すらも予測されているが²¹⁾, ここでは RAG に対する参与との関連で, 4グループの主要鉄鋼コンツェルンについて触れておこう。

(1) 西部グループの主軸をなす西ドイツ最大の鉄鋼コンツェルン・ティッセン Thyssen の中核会社は August Thyssen-Hütte AG (ATH) in Duisburg-Hamborn である。その株式資本10億マルクのうち約33%がティッセン家およびフリッツ・ティッセン Fritz Thyssen 財団に属し, 1969年に ATH が Hüttenwerk Oberhausen AG (HOAG) の株式資本2.6億マルクのうち98.2%に参与して HOAG を合併したことにともづいて, 約7%がハニエル Haniel グループに属することになった。残余の約60%は10万以上の小株主の所有にあった。この ATH は1969年に粗鋼年産約1,250万トンと, フォルクスワーゲン Volkswagen ならびにジーメンス Siemens に次ぐ第3位の売上高約91億マルクを示し²²⁾, 第4表の示すように, RAG へ参与する炭鉄会社のうち, HOAG-

20) 鋼材倶楽部・日本鉄鋼輸出組合「発足した西独鉄鋼業の新合理化機構——EC委員会の協定認可決定(全訳)——」1971年, 1-67ページ, 日本鉄鋼連盟・鉄鋼海外調査委員会・市場第一委員会「西独鉄鋼業の新合理化専門化機構」1872年, Aの1-8ページ, Bの1-42ページを参照せよ。なお, これらの資料については新日本製鉄株式会社勤務の大江暢博氏に便宜を計っていただいた。記して謝意を表したい。

21) Vgl. J. Huffschnid, *op. cit.*, S. 80.

22) *Der Volkswirt* Nr. 17, 24. 4. 1970, S. 120. なお1973年2月20日の Rhestahl の発表によれば, ATH が Rhestahl の株式資本4億7000万マルクの50%以上を買収することについて

Bergbau の100%、Friedrich Thyssen Bergbau AG の50%および Emscher-Lippe Bergbau AG の51%の参与によって、年間約720万トンの石炭生産を支配している²³⁾。

ところで、1972年12月18日付のティッセン社長ゾール Hans-Günther Sohl の蔵相シュミット Helmut Schmidt および経済相フリードリッヒス Hans Friderichs 宛の書簡で、廉価な輸入コークス炭の自由な受け入れが強く要請された。つまり、世界市場水準に対応しないルール石炭生産費が西ドイツの鉄鋼業へ転嫁され、鉄鋼生産者が RAG から現在トン当り10マルク高い価格で石炭を購入せざるをえなくされている状況に対し異議が唱えられたのである。こうした国内炭保護のために実施されている輸入遮断政策の廃棄を主張することによって、かつての RAG の最も熱心な擁護者のひとは、いま、苦境に立つ RAG に対し死刑の判決を宣告したのである²⁴⁾。鉄鋼コンツェルンはみずからが炭坑所有者であった限りでは熱烈な石炭保護主義者であったが、RAG の設立以来、そうした事情は変化しており、「損失の社会化」としての RAG の性格が前面に押し出されてきている点に注目すべきである²⁵⁾。

合意が成立した。こうして、近く ATH と Rheinstahl の合同が実現することになったが、ATH-Rheinstahl グループの粗鋼年産は2,100万トン以上、年間売上高は161億マルク以上となる (Die Zeit Nr. 9, 23. Februar 1973, S. 37; 日本経済新聞, 1973年2月21日, 参照)。

23) Bernd Huffschnid, Wem Gehört der Ruhrbergbau? in: *Der Volkswirt* Nr. 45, 8. 11. 1968, S. 60.

24) Hans Otto Eglau, Abschied mit Theaterdonner, in: *Die Zeit* Nr. 3, 12. Januar 1973, S. 17.

25) Hamborner Bergbau AG の株式資本6,900万マルクの50%以上は Erbengemeinschaft (相続共同) Julius und Hans Thyssen (Thyssen- Erben) の手中にあり、Bergwerksgesellschaft Walsum AG もスイス在住の男爵 Heinrich von Thyssen-Bornemisza の所有に属するが、いずれも ATH の Thyssen グループとは別個の系統であって、生産上の連関はない。

年間石炭生産高約500万トンの Essener Steinkohlenbergwerke AG を傘下にもっていた Mannesmann AG は ATH と1969年はじめに重要な協同行動を決定した。両コンツェルン間の分業体制が協定されたのである。Mannesmann の全圧延部門は ATH へ移されるとともに、両コンツェルンの鋼管部門は新設の共同企業 Mannesmannröhren-Werke AG へ統合され、この会社に対し Mannesmann は3%の参与、ATH は1%の参与を有することになった。この協同行動は世界市場における競争、なかんずく日本の競争に対して鋼管経営を競争能力あるものとするを意図していた (*Der Volkswirt* Nr. 45, 7. 11. 1969, S. 68)。ところで、西部合理化・専門化グループの協定対象品目たる圧延鋼材は半成品、H形鋼、鋼欠板、ユニバーサル鋼板、電気鋼板および電気鋼コイル、棒鋼および特殊形鋼、熱延広幅帯鋼、帯鋼、軌条、形鋼、厚板、中板等であって、鋼管は協定対象品目に含まれていない。したがって、Mannesmann AG は西部グループに参加していない。

西部グループのいまひとつの軸はクルップ Krupp である。Fried. Krupp Hüttenwerke AG, Bochum の株式資本5億7,300万マルクのうち4億3,000万マルクはアルフリード・クルップ Alfred Krupp von Bohlen und Halbach の所有であったが、1967年のかれの死後にその全財産を相続したクルップ財団が100%参与する Fried. Krupp GmbH の所有へ移っている。残余の1億4,300万マルクは10%の配当保証付優先株であり、このうち1億800万マルクは、クルップ家の銀行と目される Dresdner Bank が主導する銀行コンソルティウムの保管下にあるが、この内容は不詳であり、約3,500万マルクの優先株は2～3,000の自由株主の手中にあるものと推定されている。

Fried. Krupp Hüttenwerke AG は Fried. Krupp Bergwerke AG の株式資本310万マルクに100%参与している。Krupp の炭鉱合理化は広範に達成されており、年間石炭生産高は1965年の約550万トンから1969年の約360万トンへ約40%削減されたのであって、その結果、Krupp の石炭生産の約90%はコンツェルン内部で消費されている²⁶⁾。

(2) ヴェストファーレン・グループの軸をなすヘッシュ Hoesch は、創立100周年を迎えた1971年に²⁷⁾、国立オランダ製鉄会社 Koninklijke Nederlandse Hoogovens en Staalfabrieken N. V. (Hoogovens) と合同した。このホーホーフフェンス Hoogovens が43%参与していた Dortmund Hoerder Hüttenunion (DHHU) と Hoesch AG とが1966年に合同して以来、5カ年間にわたる協議の結果、Hoogovens と Hoesch との合同が決定したのであり、年間粗鋼生産能力1,100万トンを擁するヨーロッパ第3位の——British Steel Corporation, ATH に次ぐ——新たなヨーロッパ・鉄鋼コンツェルンが生誕した²⁸⁾。

26) *Der Volkswirt* Nr. 35, 1. 9. 1967, S. 1908 u. Nr. 28, 11. 7. 1969, S. 58f.

27) *Stahl und Eisen* Nr. 18, 2. September 1971, S. 1072.

28) *Die Zeit* Nr. 6, 11. Februar 1972, S. 37; *Stahl und Eisen* Nr. 3, 3. Februar 1972, S. 129. 新コンツェルンの構成は以下になる。Hoesch と Hoogovens とは、それぞれの資産を2つの新設の生産会社へ拠出し、この生産会社の株式が新設の中核会社たる Estel NV Hoesch-Hoogovens, Arnhem (株式資本10億オランダ・ギルダー) へ拠出されることに対して、Hoesch と Hoogovens とはそれぞれ Estel の株式の50%を取得して、持株会社として機能することになる (*Stahl und Eisen* Nr. 3, 3. Februar 1972, S. 129; *Wirtschaftswoche* Nr. 19, 12. 5. 1972, S. 88)。

Hoogovens の DHHU に対する43%の参与は、Hoesch AG の株式資本5億6,900万マルクの14.5%の参与に転化され、したがってHoogovensはHoeschの最大の株主となった。Hoeschの株式資本の残余の約85%に対しては約10万の中小株主が参与している²⁹⁾。

ところで、合同によって、一方Hoogovensは西ドイツの国内市場、なかんずくルールの工業密集地帯への進出を強化し、他方Hoeschは日本の最も有利な生産立地とも比肩しうるようなオランダの臨海立地たるエイマイデの輸出力を拡張しうる³⁰⁾。さらに、合同以前からの両コンツェルンの協同行動によって、1970年代後半に年間粗鋼生産高800万トンの規模の一大製鉄所がロッテルダムに建設されている³¹⁾。このような、国際的には特に日本、EC内部では特にThyssenの競争に対応した姿勢は、鉄鉱石や石炭の供給に有利な臨海立地とルール地区の消費者に近接した立地との結合という立地要因の選択からさらにすすんで、長期的には広範な専門化の推進、なかんずく、オランダでは鉄鋼基本原料の生産、西ドイツではその加工といった分業体制の構築を予測せしめる³²⁾。

Hoeschが炭鉱をRAGへ抛出したことも、こうした分業体制の構築の一環をなすものといつてよい。Hoeschの炭鉱の石炭生産高の約60%はコンツェルン内部の消費にあてられていたが³³⁾、HoeschはHoogovensと合同して、臨海立地を確保して、西ドイツのコークス炭から広範に離脱し、オランダがアメリカ合衆国において所有する炭鉱から石炭を輸入する道を拓いたのである³⁴⁾。

ヴェストファーレン・グループのいまひとつの主軸たるライン製鋼Rheinische Stahlwerke, Essen (Rheinstahl)の株式資本4億7,000万マルクは約12万の小株主の所有にあり、こうした株式の銀行への広範な寄託によって、Deutsche

29) *Stahl und Eisen* Nr. 3, 3. Februar 1972, S. 129; *Der Volkswirt* Nr. 20, 17. 5. 1968, S. 61 u. Nr. 13, 26. 3. 1970, S. 57.

30) *Stahl und Eisen* Nr. 3, 3. Februar 1972, S. 129.

31) *Der Volkswirt* Nr. 13, 26. 3. 1970, S. 57.

32) *Ibid.*, S. 87f.

33) *Glückauf* Nr. 8, 17. April 1969, S. 387f.

34) H. O. Eglau, op. cit., in: *Die Zeit* Nr. 3, 12. Januar 1973, S. 17.

Bank, Dresdner Bank および Commerzbank の3大銀行が寄託投票権 (Depotstimmrecht)³⁵⁾にもとづいて株主総会を支配することができた³⁶⁾。

Rheinstahl の石炭部門 Rheinstahl Bergbau AG, Essen は堅坑設備に巨額の投資をしていて、石炭補助金なしでも黒字となるほどの収益をあげていたので、RAG の基本契約にはさしあたっては参加しなかった³⁷⁾。

しかし、Rheinstahl も結局その石炭部門を RAG の傘下へ抛出し、1970年以降、石炭=鉄鋼コンツェルンとしての性格を転換し、基本原料部門から鉄道貨車および客車、機関車、建設機械などの加工部門へ重点を移すべくコンツェルンの再編成をおしすすめている³⁸⁾。

(3) 北部グループの主軸をなすクレックナー Klöckner-Werke AG, Duisburg の株式資本3億3,900万マルクの過半はコンツェルンの創始者ペーター・クレックナー Peter Klöckner の相続人たる Klöckner および Henle の同族所有にあり、残余は約1万の小株主に属した³⁹⁾。

Klöckner-Bergbau AG, Castrop-Rauxel の石炭生産高の約70%はコンツェルン傘下の製鉄所や発電所によって消費されていたが⁴⁰⁾、その RAG への参加を契機としてコンツェルンの再編成が推進され、1971年3月1日付で、鉄鉱生産部門と加工部門とは組織的に明確に分離された⁴¹⁾。こうした「新秩序」は鉄鋼生産と並んで特に加工を強化しようとする志向をあらわすものであった⁴²⁾。

北部グループのいまひとつの主軸はバイネ=ザルツギッター Peine-Salzgieter である。連邦所有の Vereinigte Industrie-Unternehmungen AG, Berlin/Bonn (VIAG) が株式資本の25.1%に参与し、約12,000の小株主が残余の74.9

35) Vgl. J. Huffs Schmid, *op. cit.*, S. 87ff.

36) *Der Volkswirt* Nr. 33, 16. 8. 1968, S. 37.

37) *Der Volkswirt* Nr. 33, 15. 8. 1969, S. 47.

38) *Wirtschaftswoche* Nr. 32, 11. 8. 1972, S. 65. なお、ATH と Rheinstahl との合同が合理化・専門化グループの再編成を招来することは改めて指摘するまでもない。

39) *Wirtschaftswoche* Nr. 18, 5. 5. 1972, S. 82; Vgl. Kurt Pritzkeleit, *Die neuen Herren*, Wien · München · Basel 1955, S. 134.

40) *Glückauf* Nr. 8, 17. April 1969, S. 386.

41) *Stahl und Eisen* Nr. 6, 18. März 1971, S. 349.

42) *Wirtschaftswoche* Nr. 18, 5. 5. 1972, S. 82.

%に参加していた *Ilse der Hütte, Peine* と、連邦所有の *Salzgitter AG, Salzgitter-Lebenstedt* とが、1970年に合同して *Stahlwerke Peine-Salzgitter AG* が成立した⁴³⁾。

Ilse der Hütte も、*Salzgitter AG* も、その発展が1930年代のザルツギッターにおける鉄鉱石開発と結びついていて⁴⁴⁾、そうした独自の立地が戦後の2つのドイツの分裂によって脚光を浴びたこととあいまって、鉄鉱石需要の半ば近くを自給する西ドイツでは例外的な大鉄鋼生産者である⁴⁵⁾。こうした両コンツェルンに所属していた炭鉱 *Ewald Kohle AG, Märkische Steinkohlegewerkschaft* および *Friedrich der Große* が *RAG* へ譲渡されたのちに、*Peine-Salzgitter* の合同が実現したのである⁴⁶⁾。

(4) 南部グループの軸はザール地方の4製鉄所であり、*ディリンゲン AG der Dillinger Hüttenwerke, Dillingen-Saar (Dillingen)*、*サンクト・イングベルト Acéries Réunies de Burbach-Eich-Dudelange Société Anonyme (ARBED) St. Ingbert 事業所 (St. Ingbert)*、*ノインキルヘン Neunkirchener Eisenwerk AG vorm. Gebrüder Stumm, Neunkirchen-Saar (Neunkirchen)*、および *レヒリング/ブルバッハ Stahlwerke Röchling-Burbach GmbH, Völklingen-Saar (Röchling/Burbach)* がそれである。*Dillingen* には *Neunkirchen* が25%、さらに同じシュトゥーム *Stumm* コンツェルン傘下の *Saarländische Industriegesellschaft mbH, Brebach-Saar* が約15%参加しており⁴⁷⁾、*St. Ingbert* はルクセンブルクの粗鋼生産の約90%を独占する *アルベッド ARBED* の1分枝で

43) *Der Volkswirt* Nr. 24, 12. 6. 1970, S. 43; *Wirtschaftswoche* Nr. 22, 2. 6. 1972, S. 90. この合同は、*Ilse der Hütte* がその株式資本1億4,040万マルクを3億1,200万マルクへ引上げて名称を *Stahlwerke Peine-Salzgitter AG* へ変更し、ここへ *Salzgitter Hüttenwerke AG* が持ち込まれる形で実現した。連邦所有の3億マルクの株式資本の *Salzgitter Hüttenwerk AG* が *Stahlwerke Peine-Salzgitter AG* の株式資本3億1,200万マルクの94%に参加している (*Wirtschaftswoche* Nr. 26, 30. 6. 1972, S. 91)。

44) Vgl. Matthias Riedel, Die Entstehung der *Salzgitter-Hütte*, in: *Tradition*, 15. Jahrgang 1970, 4. Heft, SS. 197-214; 大野英二「四カ年計画と経済政策の転換」、大野英二・住谷一彦・諸田英編『ドイツ資本主義の史的構造』有斐閣1972年、393-394ページ。

45) *Der Volkswirt* Nr. 35, 30. 8. 1968, S. 48.

46) *Der Volkswirt* Nr. 24, 12. 6. 1970, S. 43.

47) K. Pritzkolet, *Wem gehört Deutschland*, Wien · München · Basel 1957, S. 330.

あり⁴⁸⁾、Neunkirchen はシュトゥーム家50%、ヴォルフ Otto Wolff の Eisen- und Hüttenwerke AG, Köln 50% の参与のもとにあり⁴⁹⁾、また Röchling/Burbach は100%レヒリング家の所有に属する⁵⁰⁾。

南部グループに参加した他の会社のうち、アルベッド・フェルテン&ギョーム ARBED Felten & Guillaume Drahtwerke, Köln-Mülheim (ARBED-F&G) はケルンに立地し、ARBED が株式資本12,600万の約96%を支配している Eschweiler Bergwerks-Verein, Kohlscheid (EBV) はアーヘン地区に⁵¹⁾、Schwabische Hüttenwerke GmbH, Wasseraifingen (SHW) はバーデン・ヴュルテンベルク州にあり、また Otto Wolff AG (OW) 傘下の Rasselstein AG, Neuwied と Stahlwerke Bochum AG, Bochum は中部ラインとルール地区にある。

こうして、南部グループは多様な立地をもつ会社間の協定であり、その主軸がザール地方にあることによって、RAG へ参与したのはシュトゥーム・コンツェルン傘下のルール地区の炭坑 Minister Achenbach のみである。

以上、西ドイツ鉄鋼業の4つの合理化・専門化グループの構成と RAG に対する関係について素描した。そこでオランダの Hoogovens やルクセンブルクの ARBED のルール地区への進出について触れたが、こうした外国の鉄鋼コンツェルンの役割を捉えるためには、なおフランスの鉄鋼コンツェルンについて考察しなければならない。

〔II〕 (1) フランスの鉄鋼コンツェルン・シデシャル Société Sidérurgique de Participations et d'Approvisionnements en Charbon (Sidéchar) はハルペン Harpener Bergbau-AG, Dortmund を支配していた。Sidéchar は1954

48) 島田悦子『欧州鉄鋼業の集中と独占』新評論1970年、155-156ページ。

49) K. Pritzkoheit, *Wem gehört Deutschland*, S. 330.

50) Michael Jungblut, *Die Reichen und die Superreichen in Deutschland*, Hamburg 1971, S. 130.

51) この EBV の傘下にルール地区の2つの炭坑が所属した。ARBEDが1967年Gelsenkirchener Bergwerks-AG, Essen から購入した炭坑 Erin と、1969年に Deutsche Continental-Gas-Gesellschaft が購入した炭坑 Westfalen とがそれである。ルクセンブルクには石炭が産出されないため ARBED はルール地区への進出を試みたのである (*Der Volkswirt* Nr. 29, 19, 7, 1968, S. 72 und Nr. 40, 3. 10. 1969, S. 67)。

年にフリック Friedrich Flick から Harpen の株式資本1億2,760万マルクの約75%を購入しており、残余はドイツの小株主の手中にあった。前記の EBV の場合には全コークス生産高が ARBED へ供給されていたが、この Harpen の場合にはコークス生産高の約50%が Sidéchar へ供給されたにすぎなかった。1950年代半ばまではコークス不足であったため、Sidéchar は Harpen と長期購入契約を締結したが、1957年以後のエネルギー経済の構造転換により、1966年にはこの契約を延長しようとはしなかった。しかし、西ドイツ政府があたかもコークス・トン当り約9マルクのコークス炭補助金を承認したので、1967年に長期購入契約が延長され、Harpen はさしあたって年間90万トンのコークスを Sidéchar へ供給することとなった⁵²⁾。

この Harpen の鉱業財産はその後 RAG へ譲渡され、旧 Harpen には2,718ヘクタールに及ぶ土地所有、320メガワットの発電所、船舶業、商事会社および鉱業以外の参与などが残り、こうした残余財産の帳簿価格は巨額の含み資産を有することは明白であり、Harpen の株主にとって RAG への参加は有利な取引であった⁵³⁾。こうして、Sidéchar はコークス不足の時代に Harpen を支配して、その供給を確保し、エネルギー経済の構造転換の時代には、Harpen に対する関係を組み替えて対応しえたのである。

(2) フランスのロレーヌ地方に蟠踞してきた鉄鋼コンツェルン・ド・ヴァンデル de Wendel は、数十年來、ルール地区において Steinkohlenbergwerk Friedrich Heinrich AG および Steinkohlenbergwerk Heinrich Robert AG を支配しており⁵⁴⁾、これらは RAG へ特殊協定によって参加した。

上述のドイツおよび外国の鉄鋼コンツェルンがルール地区において支配する石炭生産高は1967年に約4,600万トンであり、ルール地区の総生産高約9,000万トンの約51%に及んでいた。残余の約49%において最も重要な地位を占めていたのは2大総合エネルギー＝化学コンツェルンであった。

52) *Der Volkswirt* Nr. 30, 26. 7. 1968, S. 50f.

53) *Der Volkswirt* Nr. 40, 3. 10. 1969, S. 64.

54) K. Pritzkolet, *Die neuen Herren*, S. 139.

〔Ⅲ〕 (1) ゲルゼンキルヘン Gelsenkirchener Bergwerks-AG, Essen (GBAG) は, Rheinlbe Bergbau AG, Gelsenkirchen の100%参与をはじめ, Hansa Bergbau AG, Dortmund の50%参与および Carolinenglück-Graf Moltke Bergbau AG, Bochum の50%参与を有して, 西ドイツ最大の炭鉱会社であったのみでなく, リビアに石油利権を獲得して, 西ドイツ最大の石油会社へのしあがり, さらに動力や化学の領域へも進出していた⁵⁵⁾。1969年に西ドイツ最大の配電会社・ライン・ヴェストファーレン電力 Rheinisch-Westfälisches Elektrizitätswerk AG (RWE) がGBAGの株式資本4億8,500万マルクの43%をDresdner Bank および Deutsche Bank の所有から240%の相場で購入受けいわゆるエッセンの「ゼブラ」(Zebra)⁵⁶⁾の株主総会における多数派を占め, 残余は約10万の小株主の手中にあった⁵⁷⁾。

ところで, GBAG はその石炭部門を RAG へ譲渡することによって新局面へ入った。GBAG は, ① 全炭坑およびコークス製造工場, ② 炭坑発電所, ③ GBAG の炭坑管理が総括されていた Rheinlbe Bergbau AG の主要管理部門, ④ 鉱山のための一切の社会施設, 以上を RAG へ抛出した。したがって, 旧会社には3つの大発電所, 化学工場, Ruhrgas AG に対する25%の参与や西ドイツ最大のガソリン・スタンド網をもつ Aral AG に対する28%の参与などの巨額の参与が残った。

こうした石炭部門の分離を予定して GBAG は組織上の再編成を推進すべく, 1969年に Gelsenberg Mineralöl GmbH と Gelsenberg Chemie GmbH との2つの子会社を設立し, 石油と化学とを双軸となし, 同時に社名をゲルゼンベルク Gelsenberg AG と改めた⁵⁸⁾。この Gelsenberg の活動は現在, 石油/地

55) *Der Volkswirt* Nr. 35, 1. 9. 1967, S. 1906.

56) 縞馬の黒白の縞のうち, 黒は石炭, 白は石油をあらわし, 石炭と石油の混合企業を意味している。

57) *Der Volkswirt* Nr. 30, 25. 7. 1969, S. 56. こうした RWE と GBAG との間の協力関係は, 歴史的にすでに1927年に RWE と GBAG を傘下に有していた合同製鋼 Vereinigte Stahlwerke との間に締結された電力供給契約に由来している (*Glückauf* Nr. 8, 17. April 1969, S. 383)。

58) *Der Volkswirt* Nr. 30, 25. 7. 1969, S. 56f.

下ガス、化学、核エネルギー／電力、および商事の4部門にわたっている⁵⁹⁾。

(2) 合同電力＝鉱業 Vereinigte Elektrizitäts-und Bergwerks-AG, Bonn/Berlin (Veba) の株式資本8億2,500万マルクの36%はA株式で連邦の所有にあり、残余の64%は議決権が1万分の1に制限されたB株式で120万ないし140万の小株主に分散している⁶⁰⁾。ところで、このVebaはヒベルニア Hibernia AG, Herne の株式資本4億1,000万マルクに100%参与し、またシュティンネス Steinkohlenbergwerke Mathias Stinnes AG, Essen の株式資本3,830万マルクに約38%参与していた⁶¹⁾。

Hibernia は、すでに1920年代に石炭、電力および化学の結合を志向し、そうした混合企業を形成した最初の大炭鉱会社であったが、戦後も石炭＝電力＝石油および化学を結合する総合エネルギー＝化学コンツェルンとしての性格を前面に押し出してきている。1958年から1967年までの10年間の Hibernia の投資総額19億4,800万のうち、35%は化学と石油加工へ、33%はエネルギー経済へ、24%はコークス製造工場を含む炭鉱へ、残余の8%は商事と交通へ投下されており⁶²⁾、こうした点からも Hibernia が GBAG やザールベルク Saarbergwerke AG (Saarberg) と比肩する「ゼブラ」と目されていた所以が明らかであろう⁶³⁾。

ところで、Veba はこうした Hibernia や Stinnes の石炭部門を RAG へ譲渡したのちに以下の4大部門から構成されている。① 西ドイツの発電の約11%を占め、RWE に次ぐ大配電会社たる Preussenelektra AG と、以前の Hibernia の発電所を承継した Veba-Kraftwerke Ruhr GmbH とからなるエネルギー供給部門、② イー・ゲー・ファルベン IG-Farben の3大承継会社に次ぐ西ドイツ第4位の大化学コンツェルンとなった Veba-Chemie AG と、ヒルス Chemische Werke Hüls AG に対する25%の参与とからなる石油／化

59) *Wirtschaftswoche* Nr. 32, 11. 8. 1972, S. 66.

60) *Der Volkswirt* Nr. 12, 20. 3. 1970, S. 74.

61) *Der Volkswirt* Nr. 10, 8. 3. 1968, S. 44.

62) *Der Volkswirt* Nr. 37, 13. 9. 1968, S. 61f.

63) *Ibid.*, S. 48.

学部門, ③ 西ドイツ最大の室内ガラス生産者たる Veba-GlasAG と Wisthoff とからなるガラス部門, ④ 西ドイツ最大のライン河船舶業たるシュティンネス Hugo Stinnes AG の他に Stromeyer, Fendel および Poseidon からなる商業/交通部門, 以上がそれである⁶⁴⁾。

上述の GBAG と Veba とは合計して1967年に年間約2,300万, つまりルール地区の石炭生産高の約26%を支配していた。したがって, 鉄鋼コンツェルンの支配していた約51%とこの約26%とを控除すれば, 残余は約23%であるが, その主要な部分は電力, 石油および化学の企業の支配下にあった。

〔IV〕(1) 西ドイツ第2の大配電会社・ヴェストファーレン合同電力 Vereinigte Elektrizitätswerke Westfalen AG, Dortmund (VEW) は, ガス供給の分野でも西ドイツ最大の会社であり, 暖房蒸気供給や給水も行なっており⁶⁵⁾, その株式資本 4億8,000万マルクのうち約53%はドルトムント市やボフム市などの自治体の所有に属し, 残余の約47%の無記名株式のうち約25%は Energie-Verwaltungs-GmbH, 約22%は約3万の私的小株主の手中にある⁶⁶⁾。この VEW は伝統的に炭鉱との密接な結合を有していて, RAGへ参加した Gewerkschaft Alte Haase もその支配下にあった。VEW の発電は現在も70%はルール地区の石炭に依存しているが, 1976年までに発電の65%を地下ガスによるものへ転換させる計画が大規模に推進されている。この転換も, しかし, 核エネルギーによる発電へ向う長期計画の実現の過程における中間段階を意味するにすぎないものと目されている⁶⁷⁾。

(2) 都市自治体の配電会社・フランケン・エネルギー Fränkische Energie-GmbH, Nürnberg もルール地区の炭鉱 Monopol Bergwerks-GmbH の資本金 4,000万マルクに100%参与していた⁶⁸⁾。

(3) ドイツ石油 Deutsche Erdöl-AG, Hamburg (DEA) は RAG へ参加し

64) *Der Volkswirt* Nr. 12, 20. 3. 1970, S. 74; *Wirtschaftswoche* Nr. 32, 11. 8. 1972, S. 64.

65) *Der Volkswirt* Nr. 23, 7. 6. 1968, S. 50.

66) *Der Volkswirt* Nr. 27, 4. 7. 1969, S. 63f.

67) *Wirtschaftswoche* Nr. 26, 30. 6. 1972, S. 94.

68) B. Huffschild, *op. cit.*, S. 61.

たラインプロイセン Rheinpreußen AG für Bergbau und Chemie, Homberg の株式資本1億マルクの約97%に参与していた。ところで、この DEA の株式資本3億5,700万マルクの約97%はアメリカ合衆国第3位の石油会社 テキサコ Texaco Inc., New York の手中へ移り、残余は約1万5,000の小株主の所有にある⁶⁹⁾。こうして、外国資本のルール地区における石炭生産の支配は1967年に1,100万トンから1,500万トンへ高まり、約16%の割合を占めていた。

(4) IG-Farben の最大の承継会社バスフ Badische Anilin- & Soda-Fabrik AG, Ludwigshafen (BASF) の Gewerkschaft Auguste Victoria の鉱山株の100%を支配、(5) 西ドイツ第6位の大化学コンツェルン・シェーリング Schering AG, Berlin/Bergkamen の Concordia Bergbau AG の株式資本2,100万マルクの約67%への参与など、化学コンツェルンのルール地区の炭坑所有を看過しえない⁷⁰⁾。

(6) さいごに、特殊協定によって RAG へ参加した炭鉱のひとつであるニーダーベルク Niederrheinische Bergwerks-AG, Düsseldorf (Niederberg) について触れておこう。ヴァン・メーテレン van Meeteren 家らの創立者の同族所有にあった Niederberg は、「ルールの真珠」といわれたほどの近代的設備を誇っていて、RAG への参加にさいして他の炭鉱と同一の評価基準を拒否した。この Niederberg の鉱業財産を取得する目的で設立された子会社を仲介として、RAG は Niederberg の株式資本6,000万マルクを450%の相場で買収する特殊協定を結んだのである⁷¹⁾。

エ ピ ロ ー グ

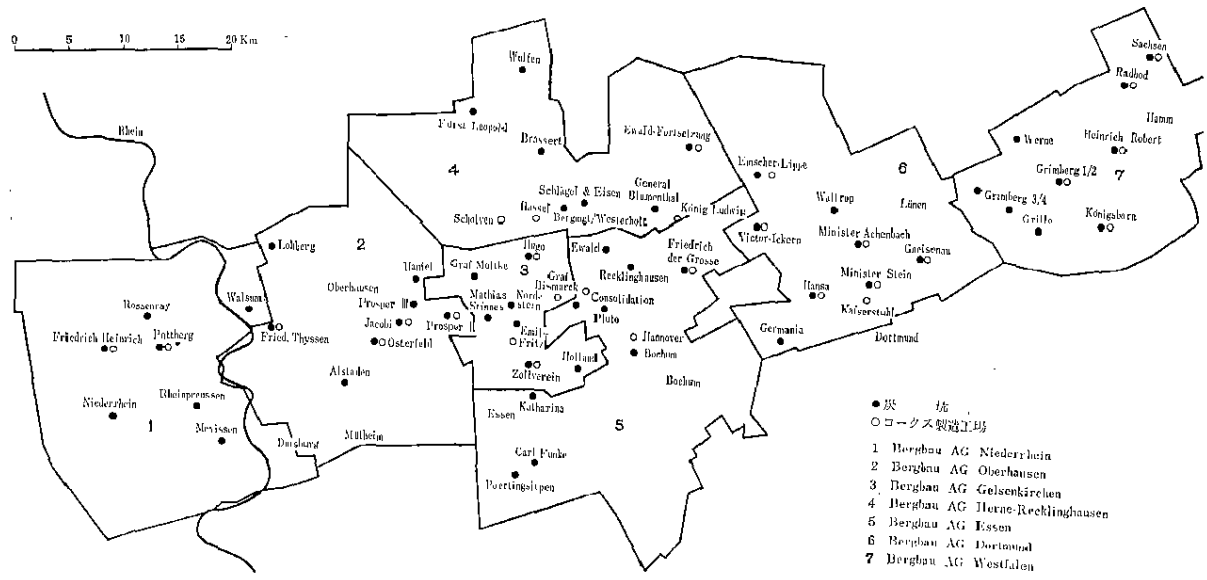
RAG は、第1図のごとく、ルール地区を7区域に分割し、7つの経営遂行会社 (Betriebsführungsgesellschaften) を配置した。こうして、旧来の錯綜した鉱区所有関係による制限は消滅し、また、不利な生産条件の炭坑の閉山と有利な生

69) *Der Volkswirt* Nr. 27, 7. 7. 1967, S. 1380.

70) *Der Volkswirt* Nr. 30, 26. 7. 1968, S. 54 und Nr. 45, 8. 11. 1968, S. 61.

71) *Der Volkswirt* Nr. 40, 3. 10. 1969, S. 61f.

第1図 ルール石炭株式会社の7経営遂行会社の区域



※ Glückauf Nr.26, 25, Dezember 1969, S.1378.

産条件の炭坑における重点的な採炭の可能性が拡大したため、生産の合理化を推進する条件は著しく増大した。したがって、切羽出炭量日産1,000トンから3,000トンへの引上げ、開坑および採掘準備の切換え、機械化の推進などの目標が掲げられ、最近の機械化の展開にもかかわらず現在もなお労務費用が炭鉱の売上高の61%を占めるような事情の変更が志向されたのである⁷²⁾。

しかし、RAGのスタートゥス・クヴォーはまさしく危機的であり、その前途は光明に照らされてはいない。この点をRAGの最大の顧客たる鉄鋼コンツェルンとの関係から捉えてみよう。

RAGはその株主の旧会社を傘下にもつ鉄鋼コンツェルンと石炭を世界市場価格で供給する製鉄所協定(Hüttenvertrag)を締結している。結局この価格はトン当たり78.59マルクに裁定されていて、RAGのコストを補填する型録定価を現在16マルク下廻っている。こうしたコスト以下での鉄鋼コンツェルンへの石炭供給のために、RAGは1971年度だけで2億3,000万マルクの損失を記帳しており⁷³⁾、発足以後2年足らずの間にその自己資本5億3,450万マルクに近い欠損を擁して、破産に瀕している⁷⁴⁾。

しかも、そうした製鉄所協定による価格ですら西ドイツの鉄鋼コンツェルンはヨーロッパ経済共同体内の競合企業よりも石炭トン当たり10マルクだけ多く支払わなければならない、トン当たり約5マルクに及ぶ国家のコース炭補助金ではこの差額を埋めることはできない、さらに、RAGの調査によれば、そのコストを補填する価格は1978年までに石炭トン当たり120マルクへ上昇するものと推定されている⁷⁵⁾。このような事情のもとで、西ドイツの鉄鋼コンツェルンは、HoeschやKlücknerのごとく、ルール地区の原料基盤から離脱しはじめている。

ルール石炭鉱業は、したがって、従来のさまざまな国家の石炭保護政策にも

72) *Glückauf* Nr. 26, 25. Dezember 1969, S. 1378.

73) H. O. Eglau, *op. cit.*, S. 17.

74) *Wirtschaftswoche* Nr. 4, 28. 1. 1972, S. 14.

75) H. O. Eglau, *op. cit.*, S. 17.

かかわらず⁷⁶⁾、その存立が危惧される状況にあり、RAGの基本性格はそうした状況に対応した西ドイツ鉄網独占資本による「損失の社会化」と規定されるべきであろう。

——1973・3・21稿——

76) 国家の石炭保護政策としては、1960年に導入された燃料油税、石炭を使用する火力発電所の経営や新設に対して国家の補助金を交付する1965年の電力法など二十数種類にのぼっている (Vgl. *Wirtschaftswoche* Nr. 12, 19. 3. 1971, S. 20).